

非結核性抗酸菌運搬方法

2011年3月3日現在

(感染性物質：カテゴリーB※)

DDH 不明非結核性抗酸菌同定試験を

結核研究所抗酸菌レファレンス部結核菌情報科に依頼するときの流れ

抗酸菌の運搬と検査に関わるリスク管理責任は検査依頼者にあることをご了承ください。

連絡用紙



- ① DDH 不明菌の同定試験を依頼するとき、事前に結核研究所（電話：042-493-5773）し、連絡用紙に本数・菌株の荷送人住所・氏名などを記入し FAX 又は mail する。運搬費用は検査依頼者が負担する。
- ② 結核研究所から輸送用セット（国連規格容器：国連番号 **UN3373** 用 2 次・3 次容器、1 次容器の輸送用小川培地、吸収材、ビニール袋、エアパッキング、必要事項の記入された復路のゆうパック送り状、3 次容器を包むビニール袋）が依頼者に着払いで送られる。
- ③ 輸送用セットが送られてきた後、安全キャビネット内にて輸送用培地に被検菌が見える程度に接種、培養前に送る。安全な運搬のため、必要以上の菌量を送らない。
- ④ 輸送用培地（1 次容器）を十分な吸収材に包み、ビニール袋に入れ、エアパッキングのようなクッションとなるもので 2 次容器（プラスチック容器）内に固定する。やむを得ない事情で液体培地を送るときは吸収材の次にペーパータオルを重ねて巻く。

※事故などを考慮し、梱包は充分に行う



固形培地でも吸収材で包む



液体培地は吸収材にペーパータオルを重ねる

※ 吸収材：ペットシートのように吸水性に優れたシートを言う

- ⑤ 2次容器と内容物リスト（又は **DDH 不明菌同定試験依頼書**）を3次容器（外装容器：紙箱）に入れる。

結核研究所から送られてくる輸送用セットの例

外装容器表面に**危険物・感染性物質**を朱記、
UN3373 カテゴリー-B **生物由来物質**を明記。

郵便局で送る場合、感染性物は
航空輸送禁止のため「陸路のみ」
又は「航空輸送禁止」と記載

国連規格容器 2次容器 クッション



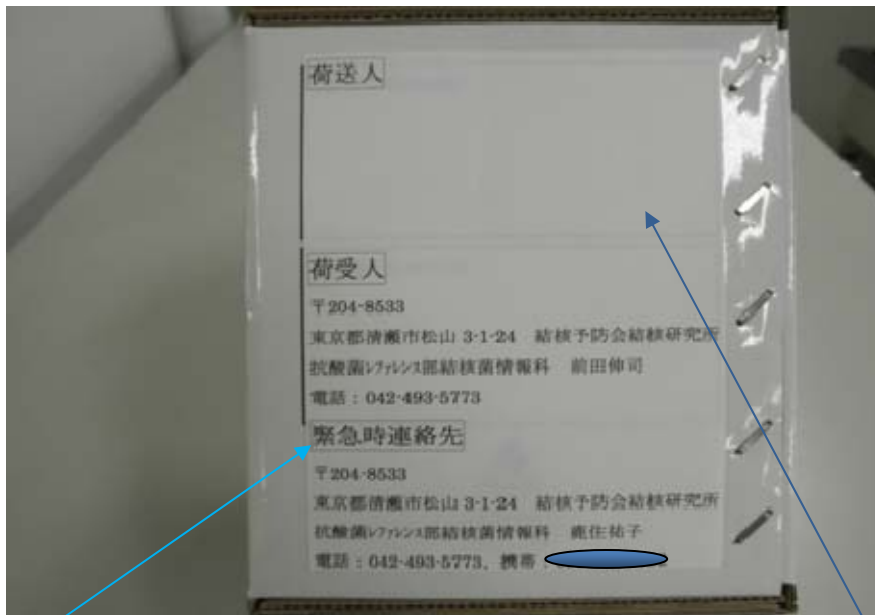
吸収材 1次容器 荷送人住所シール 1次容器用ビニール袋 内容物リスト(荷送人準備)
外装容器（3次容器）を包む為のビニール袋 ※他に復路ゆうパック送り状

危険物・非結核性抗酸菌・・・ハイテロ対策のため具体的な菌名を書かない

~~UN 4G/CLASS 6.2/04
GB/2815~~

注意！ UN3373 に属する品目を運搬する場合、外装容器の正面、または側面に国連規格マーク（国連シンボルマーク）がある時、紙を貼るなどして見えないようにする。

⑥ 国連規格容器の裏面に荷送人・荷受人・緊急時連絡先の住所を記入する。



※ 緊急時連絡先は事故時対応の知識を有する者の電話番号を明記

※ 当研究所結核菌情報科に荷を送るとき、箱に直接、荷送人住所を書き込まず添付するシールに荷送人住所を書いて貼る。

⑦ ゆうパック送り状に必ず**危険物・感染性物質**と朱記し、UN3373 カテゴリー-B、生物由来物質と明記する。感染性物質はゆうパックで運搬するとき、「陸路のみ」又は「航空輸送禁止」と書く。

The image shows a blue and white shipping label for a Yuu-Pack. At the top, it says 'お問い合わせ番号 8400-6370-0766'. Below that are fields for '配達希望日' (delivery date) and '配達希望時間帯' (delivery time slot). The '品名' (item name) is 'UN3373 カテゴリー-B 生物由来物質' (Biological material, Category B, UN3373). In red ink, '危険物・感染性物質' (Dangerous goods, Infectious substance) is written over the item name. Below this, there are checkboxes for 'こわれもの' (fragile), 'なまもの' (perishable), 'ビン類' (glassware), and '逆さま郵送' (upside down). The '陸路のみ' (land only) option is selected with a blue checkmark. The label also includes fields for 'お届け通知' (notification), '受付け' (acceptance), and '受付店' (recipient shop).

こわれものなどに○をしない

郵便局から送る場合、窓口で「**陸路のみ**」又は「**航空輸送禁止**」と伝える。

郵便局から送る場合、航空機を使用することはできない

- ⑧ 国連規格容器は再利用するため、必要事項以外は記入せず、同封のビニール袋に入れ、ゆうパック送り状を外側に貼る。
- ⑨ 検査結果は E-mail・Fax などでも報告される。



運搬の手段



カテゴリーB 感染性物質の運搬は郵便局のゆうパックは陸路のみ、日通航空（日本通運：電話 03-5569-2265）のような航空貨物は陸送と空輸が可能であるが、航空輸送は航空会社に対して **危険物申告** を行うため 運搬者に感染性物質であることを伝える。上記以外に病院や保健所など施設の車を使うことができる。



2011年2月現在、感染性物質を宅配で運搬することはできない

※宅配については事前に確認が必要。



注意！ 結核研究所から送られた国連規格容器を紛失した場合、1万円を請求いたします

参考資料

WHO：感染性物質の輸送規則に関するガイダンス（翻訳・監修 国立感染症研究所）
http://www.nih.go.jp/niid/docs/guidance_transport.pdf



DDH 不明菌の同定試験と運搬についての問い合わせ先：〒204-8533

東京都清瀬市松山 3-1-24 結核研究所抗酸菌レファレンス部結核菌情報科

鹿住祐子 kazumi@jata.or.jp 電話：042-493-5773 FAX042-492-4600

※ カテゴリーB：感染性物質のうち、カテゴリーA 以外のウイルスを含む物質

例：培養した非結核性抗酸菌・緑のう菌、血液や綿棒などの臨床材料等